

徳島県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海面関係

定置漁業

- 一 公示番号 定第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 定置漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十月二十日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町伊座利沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点定第一号 海部郡美波町伊座利通称伊座利東鼻に標示した標識
- イ 基点定第一号から百五十三度、千三百七十五メートルの点
- ロ 基点定第一号から百八十一度三十分、千六百七十五メートルの点
- ハ 基点定第一号から二百二十九度三十分、七百六十メートルの点
- ニ 基点定第一号から二百十度三十分、二百七十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 定第二号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 定置漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十一月一日から七月二十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
- 基点定第三号 海部郡海陽町柄浦通称手倉東鼻の東端に標示した標識
- イ 基点定第三号から三十七度五十分、九百七十メートルの点
- ロ 基点定第三号から七十四度五十分、二千四百メートルの点
- ハ 基点定第三号から百四度三十分、二千三十メートルの点
- ニ 基点定第三号から七十三度十分、三百九十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡海陽町柄浦

- 一 (以上各免許に共通する事項)
- 一 免許予定日 平成三十年九月一日
- 二 申請期間 平成三十年六月一日から同月三十日まで
- 三 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

区画漁業

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町大須沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

- 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝朶の尾
- イ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千八百五十メートルの点
- 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識
- ハ 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点
- ニ 基点区第二号から〇度、五百五十メートルの点